

生徒心得

高校時代は人間形成の上で重要な時期である。全ての生徒が健康で快適な高校生活を送るには、各自が規律を守り、秩序と節度のある行動をしなければならない。そのために本校では次のことがらを生徒心得として決めている。各自がこれらをよく理解し、守り、節度ある生活を送ってもらいたい。

1 服装規定

A 服装基準

	制 服	色	その他
冬服	ブレザー	グレー	校章入り ワッペン付
	長袖シャツ	白	Nのマーク入り
	スラックス	グレー	
	スカート	エンジチェック	20本車ひだ
	ネクタイ、リボン	学年色	
	セーター（希望指定）	ブラウン	
夏服	半袖シャツ（希望指定）	白	
	サマースラックス（希望指定）	グレー	
	サマースカート（希望指定）	エンジチェック	20本車ひだ
	ベスト（希望指定）	ブラウン	

※学年章・校章は無し

B 服装細則

- (1) コート、マフラー、ソックス、ストッキング、ベルト
特に制定しないが、華美でないものを着用する。
- (2) 制服
 - ① 制服は本校指定のものとし、変形は禁止する。
 - ② スカート丈は膝中心とする。
- (3) その他
 - ① 土曜日、日曜日、休日、その他登下校時は、制服を着用する。
 - ② 制服以外で登校しなければならない時は、学級担任に申し出る。

2 風紀、規律

① 礼 儀

職員・来客に対しては、挨拶し、生徒間でも挨拶するように努める。

② 身なり

ア 頭髪は高校生らしく常に清潔にし、脱色、染色、パーマ等は禁止する。

イ 化粧、ピアス、カラーリップは禁止する。

③ 登校、下校

ア 8時30分までに登校する。（朝学習8時20分より）

イ 18時15分までには下校を完了する。

ウ 登校後は許可なく校外に出ない。

④ 欠席・遅刻・早退

学級担任に必ず連絡をする。

3 学校美化，衛生，清掃

① 分担区域の清掃を毎日実施し，監督職員の指示を受ける。

② 分担区域毎に清掃用具の保管を確実にし支障ある時は学級担任又は係職員に申し出る。

4 校内・校外における心得

① 校内の上履きは，所定の運動靴とする。

② 校舎，校具の愛護を旨とし，もし破損した場合は直ちに管理責任者または学級担任に届け出て指示を受ける。

③ 校内での遺失物拾得物は必ず学級担任または係職員に届け出る。

④ 貴重品は，ロッカーを利用するなど，各自で厳重に管理する。

⑤ 校外において発生した事故は必ず学級担任または関係職員に届け出る。

⑥ 外出の際は高校生らしい服装をする。

⑦ 無用の夜間外出はしない。

⑧ 高校生としてふさわしくない場所に立ち入らない。

⑨ 校外の文化活動団体などに加入する場合は慎重に判断し，極端な思想などに乗せられないように注意する。

⑩ 選挙運動及び政治的活動については，関係する法律を遵守するとともに，高校生としての自覚を持って行うこと。

5 交通規定

A 車両による通学について

可能な限り公共交通機関を利用するものとし，著しく交通の便の悪いもの，その他特別の理由のあるものに限り，通学を許可する。電動キックボードによる通学は認めない。

(1) 自転車

① 自転車損害賠償責任保険に加入していること。

② 自転車通学希望者は，学級担任を通じて毎年4月に許可申請をする。

③ 通学希望者は，通学距離（片道）が2km以遠から10km程度の者とし，別

に通学不許可地域を指定する。

④ 許可を受けたものは次の事項を守ること。

ア 学校で定めた登録番号（シール）を後方からはっきりと確認できる位置（後輪の反射板の上）につける。

イ ブレーキ、灯火等、よく整備された自転車を使用し、危険性の高いものは使用禁止とする。

ウ 登校後は必ず施錠し、所定の場所に整頓して駐める。

エ 冬期間（特に積雪時）は自転車による通学を禁止する。

オ 傘さし運転・二人乗りは絶対にしない。

カ 必要に応じて雨具を着用する。

(2) 原動機付自転車

① 原動機付自転車通学希望者は、学級担任を通じて毎年4月に許可申請をする。

② 通学希望者は、下記の条件を満たす者とする。

ア 2年生、3年生であること。

イ 通学距離（片道）が10 km程度で、別に指定する通学許可地域に居住する者。

③ 許可を得た者は、次の事項を守ること。

ア 後方からはっきりと確認できる位置に所定のシールをつける。

イ 無事故で快適な通学になるよう安全運転に留意する。

ウ 登校後は必ず施錠し、所定の場所に整頓して駐車する。

エ 冬期間（特に積雪時）は通学を禁止する。

オ 交通違反・事故を起こした者は、直ちに学級担任に申し出る。

カ 学校が行う交通安全指導には必ず参加する。

キ ヘルメットは、フルフェイス型又はジェット型とする。

B 免許の取得について

(1) 原動機付自転車に関して

① 受験には、長期休業等、学校休業日を利用する。

② 運転免許を取得した時は、その旨を学級担任に報告するとともに、運転免許取得届を係職員に提出する。

③ 免許取得は1年次の春休み以降とする。

(2) 自動二輪車に関して

自動二輪車の免許取得は禁止する。

(3) 普通自動車に関して

① 自動車学校への入校は、学習活動に支障がないように、3年3学期の特別編成授業Ⅱ期終了後とする。

② 自動車学校に入校する時は、事前に学級担任に入校許可願いを提出し、承

認を得たのち、願いを係職員に届け出る。

- ③ 運転免許証を取得した者は、その旨を学級担任に報告し、係に運転免許証取得届を提出する。

C 原動機付自転車の運転免許所有者の順守事項

- (1) 運転するときは、必ずヘルメット（フルフェイス型又はジェット型）を着用し、安全運転を心掛ける。
- (2) 慣れない車両での事故を避けるため、車両の貸し借りをしない。

6 アルバイト

- ① 長期休業中に限り、期間は原則として1週間程度とし、夜8時30分までとする。
- ② 保護者の承諾を得て、事前にアルバイト願を学級担任に提出し、適切な指導を受ける。
- ③ 危険物を取り扱うなど危険な作業を伴う仕事や、酒の提供を主業とする場所および接客に係わる仕事など、高校生としてふさわしくないものには従事しない。

7 携帯電話・インターネットの利用

- ① 携帯電話等は、登校後電源を切り、放課後まで使用しない。ただし、緊急を要する用件または、教員が許可を与えた時に限り、教室での使用を認める。
- ② 掲示板やSNSなどに個人情報や他の人の誹謗中傷にあたる書き込みはしない。
- ③ インターネット上の有害・悪質なサイトへのアクセスはしない。また、架空請求・不正請求に注意する。

8 その他

- ① 家庭環境等に変化のあった場合は、必ず学級担任に届け出ること。
- ② 法定伝染病に罹患した場合は学級担任に届け出ること。同一家族内に罹患した者が出た場合も同様とする。
- ③ 持物は整理整頓し、必ず記名する。
- ④ 集会、掲示、公示の場合は係職員の許可を得てから行うこと。

届出・許可・願等一覧

用 件	申し出先	備 考
早 退・外 出	担 任 他	許可証（担任の印）→本人（当日のみ有効）
ア ル バ イ ト	担 任	願→担任→係
校 内 掲 示	係 職 員	→生徒会印
原 動 機 付 自 転 車 免 許 取 得	担 任	（取得後）運転免許取得 届→担任→係
自 動 二 輪 免 許 取 得		免許取得禁止
普 通 乗 用 車 免 許 取 得	担 任	自動車学校入校許可願→ 担任印→係→入校 （取得後）担任に終了を報告、 運転免許取得届→担任→係
バ イ ク 通 学 （50cc 以 下 ） 許 可	担 任	通学許可願→担任印→係 （通学許可証発行）（片道 10km 程度、2、3 年のみ）
自 転 車 通 学 許 可	担 任	許可願→担任印→係、ス テッカーを付ける。（片 道 2～10km 程度）

※用紙は所定のものを使うこと。